	審査第二担当
	第七条第一項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二十二号から第三十六号まで及び第四十号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

3　［略］

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［略］	［略］
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十四号まで及び第十八号から第四十号までに掲げる事務
	［略］	［略］
福岡空港出張所 那覇空港出張所	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十四号まで及び第十八号から第四十号までに掲げる事務
	［略］	［略］
函館出張所 旭川出張所 青森出張所 郡山出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所	首席審査官	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十三号から第二十七号まで及び第二十九号に掲げる事務を除く。）
	［略］	

	審査第二担当
	第七条第一項第一号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第三号、第四号、第五号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第九号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第十二号、第十四号、第十五号、第十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）、第二十号から第三十四号まで及び第三十八号（審査第一担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

3　［同上］

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［同上］	［同上］
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
	［同上］	［同上］
福岡空港出張所 那覇空港出張所	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
	［同上］	［同上］
函館出張所 旭川出張所 青森出張所 郡山出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所	首席審査官	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号に掲げる事務を除く。）
	［同上］	